

山梨県公報

号外第五号

令和三年

三月十一日

木曜日

目次

公安委員会

○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月十一日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「財産および」を削り、「ならびに」を「及び」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 財産の管理及び処分に関すること。

第四条の二を次のとおり改める。

(施設整備室)

第四条の二 会計課に施設整備室を附置する。

2 施設整備室においては、前条第五号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。

第三十七条第二項中「五九四人」を「五九八人」に、「七九一人」を「七九五八」に、「一、〇八八人」を「二、〇八四人」に、「二、一八七人」を「二、一八三人」に改める。

別表第一会計の部中

予算

予算

を

予算

調度

予算	調度
----	----

に改め、同部施設整備室の款管財の項中

管 調

財	度
---	---

を

管財企画	管財
------	----

に改め、同表捜査第二の

部広域知能犯の項中

広域知能犯	広域知能犯捜査
-------	---------

を

広域知能犯

に改め、同表組織犯罪対策の部組織犯罪捜査室の款に次のように加える。

組織犯罪捜査第四	組織犯罪捜査第十
----------	----------

別表第一機動捜査隊の部中「(副隊長)」を「庶務」に改め、同表警備第一の部情報

第四の項中

情報第三	情報第四
------	------

を

情報第三	情報第四	情報第五
------	------	------

に改

める。

別表第二甲府警察署の部組織犯罪対策の項及び南甲府警察署の部組織犯罪対策の項中「国際捜査」を「組織犯罪対策第三」に改め、同表南アルプス警察署の部刑事の項及び

日下部警察署の部刑事の項中「捜査」を「捜査第一」に、「組織犯罪対策」を「捜査第

二」に改め、同表大月警察署の部警務の項中

警察安全相談	を	警
留置管理		

察安全相談

に改め、同部刑事の項中「捜査」を「捜査第一」に、「組織

犯罪対策」を「捜査第二」に改める。

別表第三韮崎警察署の部中「韮崎駅前交番」を「韮崎交番」に改め、同表大月警察署の部梁川警察官駐在所の項中「大月市梁川町綱之上七六四」を「大月市梁川町綱之上七一〇番地五」に改め、同表上野原警察署の部島田警察官駐在所の項中「上野原市新田八四五」を「上野原市新田八四八番地七」に改める。

附 則

この規則は、令和三年三月十九日から施行する。ただし、別表第三上野原警察署の部島田警察官駐在所の項の改正規定は令和三年四月一日から、同表韮崎警察署の部の改正規定は令和三年四月十四日から施行する。